

令和7年2月定例会

- 1 期 日 令和7年2月19日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 東部学習センター 視聴覚室
- 3 出席者 小 林 修 一 教育長
久 野 義 春 教育長職務代理者
根 本 恵美子 委員
赤 岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大 塚 潤 一 生涯学習部長
木 間 幸 司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
中 野 由 博 生涯学習部副参事
菅 井 洋 子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
島 し の ぶ 学校教育課指導室長
三 石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長
小笠原 友 香 生涯学習推進課長
後 野 真 弥 文化・スポーツ課長

5 議案事項

- 議案第1号 鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 鎌ケ谷市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 鎌ケ谷市学校給食費に関する規則の一部改正について

6 報告事項

- 報告第1号 令和6年度いじめ調査報告について
- 報告第2号 令和6年度「子ども議会」について
- 報告第3号 令和6年度北海道日本ハムファイターズ×小学校連携事業実施報告について
- 報告第4号 令和7年3月の行事予定について
- 報告第5号 学校の近況報告について（指導）
- 報告第6号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長	皆さま、こんにちは。ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会 2 月定例会を開会します。 本日の出席者は 4 名であります。 定足数に達しておりますので、2 月定例会を開会します。 本日は、定例で出席しているもののほかに、事務局の補助説明員として、給食管理室長の出席を鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 14 条の規定により、認めることとします。
教 育 長	本日の定例会の会議録の署名委員については、根本委員を指名します。 本日の審議案件について事務局の説明をお願いします。
教育総務課 木間課長	本日の審議案件は、議案事項 3 件、報告事項 6 件です。 よろしく、ご審議のほどお願いいたします。
教 育 長	議案第 1 号の審議に入ります前に、報告第 5 号、「学校の近況報告について（指導）」、及び、報告第 6 号、「学校の近況報告について（管理）」は、いずれも個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により非公開とすることについてお諮りします。 報告第 5 号、及び報告第 6 号を、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	ご異議がございませんので、報告第 5 号、及び、報告第 6 号を非公開といたします。 それでは、議案第 1 号、「鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。 議案第 1 号 鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
学校教育課 菅井副参事	「鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。 鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を表のように改正することと

いたしました。

次のページの新旧表をご覧ください。

まず、一つ目に、第10条及び第11条の室の次に、センターを追記します。こちらのセンターとは、教育支援センターが、設置されることから、追記することとしております。

二つ目に、第12条第1項のところに、「室に室長を」の後に、「センターに所長を、」を加えて、第2項の「課に主幹」を、「課、室及びセンターに主幹」に改めたいと考えております。

その次に、第13条第5項の中に、室長の後に「及び所長」、これはセンター所長を意味しており、「室の事務」を「室又はセンターの事務」にしたいと考えております。

四つ目に、別表の一つ目ですが、「室・係名」を「室、センター及び係名」に改めること、そして、学校教育課の部分で、学務保健室、指導室、給食管理室の次に、教育支援センターを含むということ、そして、最後に、別表の2の「室・係名」を「室、センター及び係名」に改めて、この指導室の中にあります「ふれあい談話室に関すること。」については削除し、新たに教育支援センターという中に、「不登校児童生徒への学習支援に関すること」、「不登校児童生徒に対する家庭訪問などの「アウトリーチ支援」に関すること。」、「不登校児童生徒の保護者等に関する相談及びサポートに関すること。」、「校内教育支援センターに関すること。」という事務を付け加えようと考えております。

こちら、令和7年の4月1日から、このような組織体制にしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

教 育 長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

久野委員

確認ですが、ふれあい談話室をなくして、新たに教育支援センターを新たに設けることによって、ふれあい談話室の事務を教育支援センターが引き継ぐと考えてよろしいでしょうか。

学校教育課
菅井副参事

現在は、指導室の中にふれあい談話室がありますが、主に不登校に対する事務を行っていましたが、これからの教育の流れの措置として、教育支援センターを設置する運びとなりました。

ふれあい談話室の主要室というのは、指導室ではなく、教育支援センターの中にあるものと考えており、ふれあい談話室に関しましては、教育支援センター内にあるものとして、定めたいと考えております。

教 育 長 よろしいですか。

久野委員 はい。

教 育 長 他に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。議案第 1 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 なし。

教 育 長 議案第 1 号、「鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり、可決されました。
続きまして、議案第 2 号、「鎌ヶ谷市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。

議案第 2 号 鎌ヶ谷市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課
木間課長 それでは、議案第 2 号について、ご説明申し上げます。「鎌ヶ谷市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらは、従来、市長部局では、管理栄養士としての資格を要する職であっても、「栄養士」または「主任栄養士」の補職名しかありませんでした。

本市の業務においては、健康な市民のみならず、疾病や障害を有する市民にも栄養指導等を行う必要があるため、「管理栄養士」の資格を有する方を正規職員として採用していましたが、入庁後の補職名は、規則の規定によって「栄養士」等となっていました。こうした中、職員からは、「管理栄養士」の資格を有しているにもかかわらず、栄養士の資格のみを有していると誤解を生じる恐れがあるとの意見や、管理栄養士として

誇りをもって業務にあたりたいとの意見がございました。さらに、令和7年4月1日に栄養士法の改正法が施行される予定となっており、管理栄養士養成施設の卒業者は、管理栄養士国家試験の受験要件として、栄養士の資格が不要となり、結果として、令和7年4月1日以降は、栄養士の資格を持たずに、管理栄養士となる者が出てくることとなります。

このため、管理栄養士の資格を有しているにもかかわらず、栄養士の資格のみを有しているとの誤解を招く恐れが強まりました。

今後、栄養士の資格を取得していない管理栄養士が出てくることや、これらの職員の意見を踏まえ、市長部局では、正規職員における補職名について、管理栄養士及び主任管理栄養士を追加することとしました。

教育委員会においても、補職名が栄養士である職員が在籍していることから、市長部局と同様に、栄養士、主任栄養士の補職名に加えて、管理栄養士、主任管理栄養士を規則に追加するため、改正するものです。

説明は以上です。

教 育 長

これより、質疑に入ります。ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

久野委員

確認ですが、今までの主任栄養士と栄養士について、これが、管理栄養士と主任管理栄養士、栄養士と主任栄養士になるのでしょうか。

教育総務課
木間課長

ご理解のとおりです。

久野委員

管理栄養士、主任管理栄養士、栄養士、主任栄養士に関して、教育委員会内に、どれくらいの対象者がいますでしょうか。

教育総務課
木間課長

教育委員会内では、1名が対象となっています。
管理栄養士としての対象者が1名となります。

久野委員

分かりました。

教 育 長

よろしいですか。他に、ございませんでしょうか。

各 委 員

なし。

教 育 長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号について、原案のとおり決することについて、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	なし。
教 育 長	議案第 2 号、「鎌ケ谷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 3 号、「鎌ケ谷市学校給食費に関する規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。
	議案第 3 号 鎌ケ谷市学校給食費に関する規則の一部改正について
給食管理室 桂本室長	議案第 3 号、「鎌ケ谷市学校給食費に関する規則の一部改正について」、ご説明いたします。 昨今の物価高騰に伴い、令和 7 年度から学校給食費を増額しようとするものでございますが、具体的には、1 食当たりの単価を小学校を現行の 2 8 0 円から 3 0 0 円に、中学校を現行の 3 5 0 円から 3 7 0 円に、それぞれ 2 0 円ずつ増額しようとするものでございます。 ただ、保護者負担の増額分につきましては、令和 6 年度に引き続き公費補填を実施し、小学校 2 5 5 円、中学校 2 9 1 円を維持するために令和 7 年度鎌ケ谷市一般会計補正予算（案）を明日、鎌ケ谷市議会に上程いたします。 説明は以上です。
教 育 長	これより質疑に入ります。ご質問、ご意見、ございますでしょうか。
根本委員	新旧対照表の附則の部分を見ると、令和 7 年 3 月 3 1 日までのことが書かれていますが、令和 7 年 4 月 1 日以降の取扱いについて、記載しなくても大丈夫でしょうか。
給食管理室 桂本室長	分かりやすく記載するならば、施行日を記載するところですが、本来、新旧対照表に附則は記載しませんが、分りやすくするため、新旧対照表に記載しましたが、本則の方には、根本委員のご指摘の内容について、記載する予定です。

根本委員	ありがとうございました。
教 育 長	他に、ございますでしょうか。
赤岩委員	新旧対照表の第２項の「保護者から」となっていますが、本文では、「保護者に限る。」となっています。「保護者から」ではなくなるのでしょうか。改正案と新旧対照表の案が一致していないようですが、どちらが正しいでしょうか。
給食管理室 桂本室長	新旧対照表は、従前の附則を分かりやすくするため記載しましたが、令和７年４月以降の附則は、「保護者に限る」になります。
赤岩委員	はい、わかりました。
教 育 長	他にございませんでしょうか。 それでは、お諮りいたします。議案第３号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	議案第３号「鎌ケ谷市学校給食費に関する規則の一部改正について」、ご異議なしと認め、原案のとおり、可決されました。 次に、報告事項に入ります。報告第１号、「令和６年度いじめ調査報告について」、事務局の説明をおねがいします。

————— ここから報告事項 —————

報告第１号 令和６年度いじめ調査報告について

学校教育課 菅井副参事	報告第１号、令和６年度、いじめ調査について、報告をいたします。 まず、カラー刷りのものをご覧ください。こちらは、鎌ケ谷市のいじめ調査、前期後期のものをグラフにしたものです。平成２６年から調査を開始し、最近では、令和６年の１１月の調査となっています。 この表を見ていただきますと、平成２６年の時に、小学生でいじめられたと答えた児童が１９．３パーセント、令和６年の最近のものでは、
----------------	--

13. 5パーセントになっております。

同じく中学校では、平成26年には8.9パーセントの生徒がいじめられたことがあると回答しておりますが、令和6年度の最近の調査では、3.3パーセントに減っていることが判ります。下のグラフですと、赤い点が前期7月、黄色い点が後期12月の調査となっております。1年ずつ見ていきますと、赤色と黄色は、着実に減っていることがお分かりいただけるかと思えます。ただし、令和2年7月の減少が大きかったのは、コロナの影響で、学校が休校であったからと考えています。

学校でいじめられたことがあると答えた児童は、学校の対応、あるいは保護者の協力等を得ながら、解決している結果だと言うことがお分かりいただけるかと思えます。

次のページをご覧ください。

令和6年度、いじめ総点検(後期)の結果となります。先ほども申し上げましたとおり、小学校では、いじめられたことがありますか、という質問に対して、13パーセント、650人があると答えています。中学校では、80人、3パーセントがあると答えています。

いじめの認知件数を学年ごとで比較しますと、小学校4年生のいじめ件数が多いことが判ります。そして、小学校3年生の後期からと、小学校4年生からいじめが多くあることが判ります。

次のページをご覧ください。

いじめの内容ですが、小学校では、どんないじめをされましたか、という質問には、叩かれる・蹴られる・押される、などが1位となっております。そして、文字や言葉によるからかい、仲間外れや無視、の順となっております。中学校では、1位は、文字や言葉によるからかい、仲間外れや無視、叩かれる・蹴られる・押される、という順番になっているのが判りました。いじめの内容としましては、ほとんどが校内、特に半分以上がクラス内という案件です。そして、いじめを誰かに相談しましたか、という質問では、小学校では56パーセントが誰かに相談しています。左下の相談した人を記載していますが、1位が親、2位が先生、3位が友達となっております。中学校では、特に中1の生徒の中で、相談ができていないという結果となっていました。中学校で相談しているというのが、46パーセントです。左下の表を見てみますと、親に相談したのが35パーセント、先生が32パーセント、友達が23パーセントです。中学校1年生の段階で、学校が変わったり、あるいは、友人関係が変わったりということで、友人との人間関係ができていないという結果とな

っておりますので、友人との人間関係の早期構築が大事だと考えています。相談した人が中学校では第2位が先生となっておりますが、今年度は昨年度に比べて、親、先生の数値が上がっていることが判りました。

いじめがあるというところから、効果的な取組としては、全員が参加できるドッジボール大会等を企画し、友達同士と関わる機会を多くするですとか、いじめ認知シートを作成して、生徒指導や学級編成に活かしている、というような回答がありました。

次のページをご覧ください。

資料の9番です。同じく、効果的な取組として、校内2か所に「お悩み相談BOX」を置いて、小さな悩みでも話せるようにしている、あるいは、「先生あのね週間」ということで、児童とじっくりと、一対一で面接して話を聞く機会を設ける、という工夫がありました。

効果的な取組の資料の10では、情報モラルの動画などを、授業中に使用することができる資料の提示をするなどがありました。やはり、文字によるいじめというのは、SNSであったり、それからLINE等、こちらのトラブルが大変多く報告されておりますので、情報モラルを学ぶのは大切だと考えております。

資料の11では、「ふわふわ言葉、ちくちく言葉」の提示、それから、呼びかけなどをおこなったというのがありました。ふわふわ言葉というのは、上手だね、やさしいね、ありがとう、というような周りのみんなが気持ちよくなるような言葉、ちくちく言葉というのは、きたない、バカ、死ね、うざい、といった友達を傷つけるような言葉のことを言います。これを禁止することで、言ってはいけない言葉、減らしたい言葉を指導しているというのがありました。

資料の12では、授業においてグループワークを多く取り入れて、全員と係る機会を多く設けたという回答がありました。

次のページをご覧ください。

資料の13では、困難事例の件数を記載しています。小学校4年生でいじめの認知件数が多いのを先ほどお伝えしましたが、困難事例としては小学校5年生が多くなっています。この内容としましては、暴言を吐く行為に対して指導しているがなかなか改善されない、ということがあります。暴言を吐くと言うことには、一つは、いじめをしているお子さんの特性部分があるかと思えますけども、言葉遣いに対して中々指導が入らず、困難事例となっているのではないかと考えられます。今回の困難事例の調査の中で、学校も、前期に発覚したいじめが、後期にはいじ

	めが解決しており、今後も、いじめ防止の早期発見、早期対応、そして早期解決で取り組んでいきたいと考えております。 以上です。よろしくお願いいたします。
教 育 長	令和6年度いじめ調査報告でした。ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。
久野委員	いじめに対して、正しく理解や認識していることを確認しているでしょうか。 正しくいじめとして認識していないと、学校と子ども達の間で齟齬が生じていることもあるかもしれない。学校ではどこまでいじめとして把握しているのか。また、子ども達は、どこまでをいじめとして認識しているのでしょうか。
学校教育課 菅井副参事	委員のご指摘のとおり、いじめた側の加害のお子さんにとっては、いじめたつもりはなかったのというような返事をするようなことも多くあります。ただ、学校では、相手がいじめられたと感じられたら、それはいじめだと指導しておりますので、例えば、どのようにいじめたのか、と聴き取りをしても、いじめてません、というような認識の無さが課題となっています。いじめたつもりが無くても、相手が傷ついたのならば、それは、いじめだったんだと指導して、それが再発しないように、いじめ防止につながるようにしていきたいと考えています。
久野委員	いじめはあってはならない。このような報告は今後も実施していただきたいのですが、今後の取組はどのようにお考えてでしょうか。
学校教育課 菅井副参事	いじめ重大事態につきましては、新しくいじめ重大事態が起きた時には報告させていただきます。そして、今抱えている5件の進捗状況について、定期的にお伝えしていく予定です。こちらの、年度のいじめ調査の報告につきましては、前期、後期の調査を行ったこの時期にまた報告させていただきます。
久野委員	はい、よろしくお願いいたします。
根本委員	効果的な取組については、いろいろな学校から出てきていると思いま

	す。このような取り組みを他校にも情報共有されて、いじめ対応に活用されているのでしょうか。
学校教育課 菅井副参事	校長会議でこの報告を実施するとともに、主任会議でも報告を行い、情報共有を行っております。
根本委員	はい、わかりました。
教 育 長	他にございませんか。
根本委員	いじめという問題は、ちょっとしたことでも大きな問題となったりします。保護者同士でこじれてしまうことなど、本当に、たくさん色々なケースが考えられます。相談した人の中に、友達があったのは、本当に良かったと思います。いずれは、子ども達も独立して、先生や親ではない人に相談できるようになるように教育すれば、社会に出た時に役に立つと思うので、そのような指導もお願いしたいと思います。 あと、いじめの内容で、蹴られたなどのいじめに対して、嫌だ、という勇気を育ててほしいと思います。
教 育 長	次に、報告第2号、令和6年度「子ども議会」について、事務局の説明をお願いします。
	報告第2号 令和6年度「子ども議会」について
学校教育課 菅井副参事	報告第2号、令和6年度「子ども議会」について、ご報告いたします。 令和7年1月28日火曜日に子ども議会（中学校）を開催しました。委員の皆さまには、ご出席いただきありがとうございました。10名の中学生議員が、それぞれの鎌ケ谷市の思いを込めて、このような質問をしました。 当日は2名の欠席があり、傍聴席参加の生徒も2名の欠席があり、合計で71名が参加しました。10名の議員は、何度も練習をしたことが感じ取れるほど、堂々とした質問をしました。大人目線ではなく、中学生が感じる疑問や思いを伝え、市役所の方からは、丁寧な答弁を頂きました。 今年度から、議会の後、期間限定ですが、各校で議会の様子を見るこ

とが可能にしました。これにより、市政への関心を深め、主権者教育につなげることに活用できればと考えています。

来年度の子ども議会は小学生となりますので、小学生の子ども達の鎌ヶ谷市の思いが出てくることを期待しております。

報告は以上です。

教 育 長

報告第2号、「令和6年度子ども議会について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

教 育 長

それでは、報告の第3号に移らせていただきます。

報告第3号、「令和6年度北海道日本ハムファイターズ×小学校連携事業実施報告について」、事務局の説明をお願いいたします。

報告第3号 令和6年度北海道日本ハムファイターズ×小学校連携事業実施報告について

文化・スポーツ課

後野課長

令和6年度から実施しております、北海道日本ハムファイターズと小学校の連携事業について、令和6年度実施予定のすべての小学校で連携事業を実施いたしましたので、報告させていただきます。

次のページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、生涯スポーツ都市宣言にふさわしく、プロ野球球団である北海道日本ハムファイターズと連携し、地元愛の醸成及び市内のスポーツ環境の充実を図り、スポーツの振興を目的としています。

今年度から、ルーキーお披露目会など、ファイターズとの関連事業につきましては、商工観光課のファイターズファーム連携推進室の事業となっておりますが、スポーツ振興に関しては、文化・スポーツ課が担当しております。

今年度の実施校は、4校でした。希望をとり、手の上がった学校で調整したものとなります。

五本松小学校と南部小学校は1年生、西部小学校と東部小学校は5年生で実施し、元選手によるボールの投げ方教室の内容で実施しました。

1年生はボールの投げ方の基本を中心に、ボールに親しむような授業で、5年生は10月に実施したスポーツテストの結果と比較して、記録が1メートルでも延ばすことを目標に実施しております。

詳細は次のページ以降に学校ごとの報告を添付しておりますので、お時間のある時にご覧いただけたらと思います。

今後は、実施していない小学校で実施できるよう、調整していく予定です。

報告は以上となります。

教 育 長

報告第3号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、報告第4号、令和7年3月の行事予定について、事務局の説明をお願いいたします。

報告第4号 令和7年3月の行事予定について

教育総務課
木間課長

生涯学習部の3月の行事予定は、3月14日まで鎌ヶ谷市議会の開催予定となっています。

教育委員の皆様にお伝えさせていただきたい内容といたしましては、3月13日に中学校の卒業式を予定しており、皆様に各学校に訪問いただき、教育委員会の告辞をお伝えいただくことを予定しております。

また、3月19日には、教育功労者表彰式にご参加をお願いする予定としておりますので、おとり計らいの程、お願いいたします。

教 育 長

3月の行事予定について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

久野委員

行事予定を見ますと、私のところには、卒業式と教育功労者表彰式が予定されておりましたが、出席しないと言うことでよろしいでしょうか。

教育総務課
木間課長

記載が漏れておりました。お詫びして、訂正させていただきます。他の委員の皆様と同様に、卒業式と教育功労者表彰式の参加を予定しております。

久野委員

わかりました。

教 育 長

他にございますでしょうか。

根本委員

19日の水曜日は、午後1時30分の参集でよろしいでしょうか。

教育総務課
木間課長

定例会の前に教育功労者表彰式を予定しておりますので、午後１時３０分にご参集いただければと思います。

根本委員

分かりました。

教 育 長

他にございますでしょうか。

続きまして、学校の近況報告について（指導）及び学校の近況報告について（管理）の報告について、事務局の報告をお願いします。

報告第５号 学校の近況報告について（指導）

報告第６号 学校の近況報告について（管理）

《ここから非公開》

学校教育課
菅井副参事

報告第５号「学校の近況報告（指導）について」、及び報告第６号「学校の近況報告（管理）について」、報告がありました。

生涯学習部
中野副参事

《ここまで非公開》

教 育 長

よろしいでしょうか。

以上、本日の定例会における議案事項、及び報告事項については、すべて終了いたしました。以上で、教育委員会２月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和 7年 7月 2日

教 育 長 小林 修一

教育委員 根本 恵美子

作 成 者 木間 幸司